

#### 4. 本マニュアルの適用範囲

##### (1) 本マニュアルの対象貨物

本マニュアルの対象貨物は、三島川之江港で移出入される循環資源<sup>1)</sup>としています。  
循環資源は、廃棄物と有価物<sup>2)</sup>に分けられます。  
取り扱う貨物が廃棄物に該当する場合は、「廃棄物処理法」を遵守する必要があります。  
取り扱う貨物が有価物に該当する場合は、一般貨物と同様の扱いになります。

##### 1) 循環資源の定義

本マニュアルでは、循環資源を「リサイクルされる貨物、あるいは中間処理後にリサイクルされる貨物」とします。

##### 2) 廃棄物と有価物に分けられる循環資源

循環資源は、廃棄物と有価物に分けられます。取り扱う貨物が廃棄物に該当するかどうかは、その貨物の性状、排出の状況、通常の出扱形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断する必要があります。

有価物としては、古紙、金属スクラップなどリサイクルを目的に有価で取引されるものがあります。

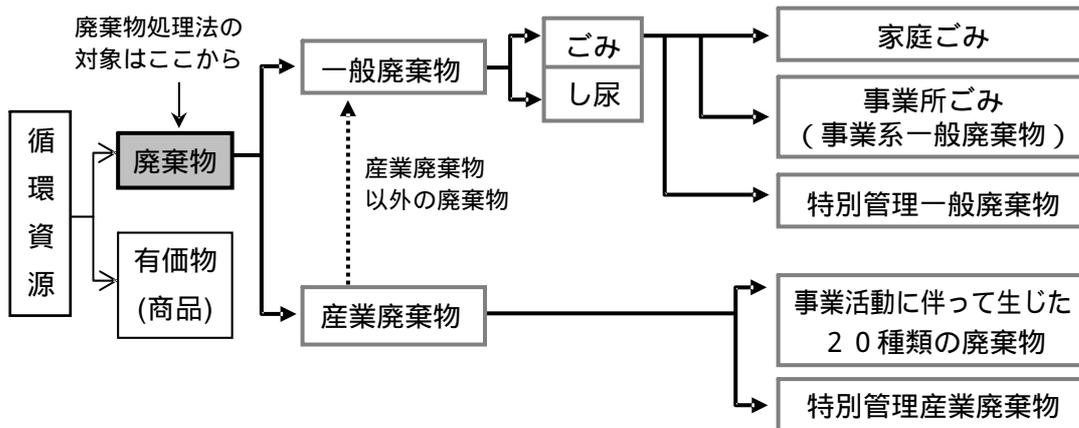


図4-1 性状、排出の状況によって異なる廃棄物と有価物の関係

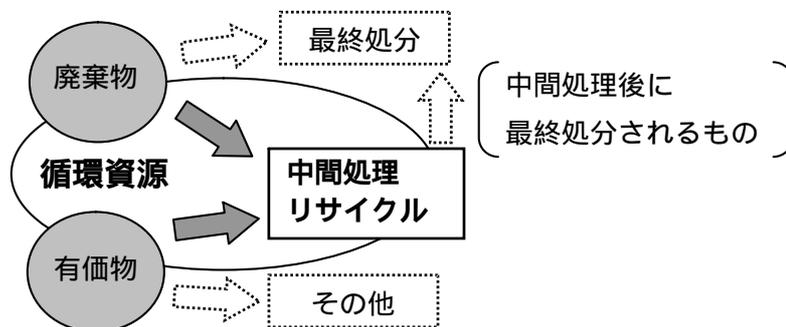


図4-2 処理状況によって異なる循環資源

## (2) 関係する民間事業者の整理

本マニュアルでは、三島川之江港を利用した循環資源の輸送に関係する民間事業者を、排出事業者、収集運搬業者（陸上輸送事業者、港湾運送事業者、海上輸送事業者）、リサイクル事業者<sup>1)</sup>の三業者に整理しています。

### 1) 関係する民間事業者の整理

本マニュアルでは、循環資源の輸送に関係する民間事業者を以下のように整理しています。

**排出事業者** : 事業活動に伴い、循環資源を排出する事業者。

**収集運搬業者** : 循環資源の収集運搬を行う事業者。業務内容により、陸上輸送事業者、港湾運送事業者、海上輸送事業者に分けられます。

循環資源が廃棄物である場合は、収集運搬業者は循環資源の積み下ろしを行う地域の都道府県知事（廃棄物処理法施行令第27条に定める市（18ページ参照、以下「政令で定める市」という。）にあっては当該する市長）（産業廃棄物の場合）又は市町村長（一般廃棄物の場合）より、「廃棄物収集運搬業の許可」を取得していなければなりません。

・ 陸上輸送事業者 : トラック等により循環資源を輸送する事業者。

・ 港湾運送事業者 : 船舶に循環資源を積み卸ろしする事業者。

・ 海上輸送事業者 : 船舶により循環資源を輸送する事業者。

**リサイクル事業者** : 循環資源をリサイクルまたは中間処理する事業者。

循環資源が廃棄物である場合は、リサイクル事業者は事業を行う区域を管轄する都道府県知事（政令で定める市にあっては当該する市長）（産業廃棄物の場合）又は市町村長（一般廃棄物の場合）より、「廃棄物処分業の許可」を取得していなければなりません。

#### 【排出事業者】



#### 【収集運搬業者】

陸上輸送事業者  
港湾運送事業者  
海上輸送事業者

#### 【リサイクル事業者】



陸上輸送事業者



港湾運送事業者



海上輸送事業者